

日程第8 委員会提出議案第1号 基幹水利施設の整備等に関する意見書について

○議長（中上良隆君）日程第8 委員会提出議案第1号 基幹水利施設の整備等に関する意見書について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
経済建設委員会委員長 6番 清水君。

〔6番（清水信弘君）登壇〕

○6番（清水信弘君）意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

基幹水利施設の整備等に関する意見書。

土地改良区で維持管理してきた農業施設は営農のみでなく、地域住民の生活を洪水から守り、潤いと安らぎのある農村空間を提供するなど多面的な機能を有し、国民共有の財産である。

我が橋本市は、和歌山県北部を流れる紀の川沿いに広がる農地を有し、温暖な気候により優良な穀倉地帯となっており、高品質で安全安心な農産物生産のため、常に国の施策と呼応しながら農業生産基盤や農村環境の整備などを進め、農業農村の振興を図ってきた。

本市における基幹的農業水利施設などの農業生産基盤は、これまで国営土地改良事業を中心として整備が行われてきた。現在、これらの施設の多くは順次更新等の時期を迎えており、今後とも農業の持続的発展を図るためには、適切な管理や計画的な更新整備等を進める必要がある。これらの施設の改修にあたっては、膨大な費用と高度な技術力が必要となり、これらの条件を満たす事業主体は国しかないことから、国営事業として実施いただいている。

一方で、農産物の価格の低迷、農村の過疎化、高齢化の進行など、農村地域の疲弊は限界に達しつつあり、水利施設の管理に対し、農家はこれ以上の負担増は望めない状況となっている。

地方財政悪化などにより、農村部の切り捨てを行わざるを得ない状況の中、現在、地方分権改革において議論されている国営事業の廃止が現実のものとなれば、国民への食料の安定供給を支えてきた基幹的な水利施設の整備について、これまで国が負担してきたコストを果たして地方が賄っていくことができるのか、国民的、国家的要請である食料自給率の向上について地方行政が責任を持てるのか、大いに危惧するところである。また、農業用水の水源施設であるダムなどについては、国自ら管理することにより、農家が営農できると感謝している。

現在、政府の地方分権改革推進委員会等において、国と地方の役割分担の見直しが検討され、地方農政局は大半の業務を地方に移管し、廃止すべきとの議論が行われている。その廃止により、地域の農業振興の基盤となる基幹施設の整備や管理に大きな支障が生じると強く懸念するものである。農業農村がその役割を十分果たせるよう、基幹的な農業水利施設の整備、管理など、引き続き国営事業として実施されるよう、また、広域的で大規模な事業について、地方農政局が実施して地域農業の振興を着実に図る必要がある。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年6月、橋本市議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、

農林水産大臣、経済財政政策担当大臣。

以上でございます。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第1号 基幹水利施設の整備等に関する意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 委員会提出議案第2号 原爆症認定制度の抜本的な改善を求める意見書について

○議長（中上良隆君）日程第9 委員会提出議案第2号 原爆症認定制度の抜本的な改善を求める意見書について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
文教厚生委員会委員長 10番 平林君。

〔10番（平林崇行君）登壇〕

○10番（平林崇行君）それでは、意見書の朗

読をもって意見書の説明といたします。

原爆症認定制度の抜本的な改善を求める意見書。

原爆被爆者に対する援護対策は、「原子爆弾被害者に対する援護に対する法律」によって行われている。しかし、この対策の一つである原爆症認定制度は、認定基準が厳しく、これまで多くの被爆者が重い疾病などで苦しんでいるにもかかわらず、認定されていない状況にある。

このような状況において、全国各地で原爆症集団認定訴訟が起こされ、既に、6地裁、2高裁で国の敗訴という司法判決が示されている。また、厚生労働省は、本年4月に、これまでの原爆症認定基準を緩和する新基準を設けたが、決して十分な制度と言えるものではない。

被爆から62年がたち、被爆者の多くは高齢化し、原爆症の後遺症で今なお、多くの被爆者が苦しんでおり、一時の猶予も残されていない。

よって国においては、可及的速やかに原爆症認定制度を抜本的に改善するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99の規定により意見書を提出する。平成20年6月、橋本市議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上、議員各位のご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（中上良隆君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第2号については、会議規則第37条第2項

の規定により、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第2号 原爆症認定制度の抜本的な改善を求める意見書について 採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。